

## 沼津市新中間処理施設整備運営事業

### 対面対話資料及び技術提案書等に関する質問回答書

沼津市新中間処理施設整備運営事業に係る対面対話用資料（要求水準書等に関する意見等の内容（様式9-6））及び技術提案書等に関する質問書（様式8-2）に対する回答は、下記のとおりです。

#### 1. 様式9-6について

| No | 頁など           | 質問項目                                 | 質問事項  | 回答         |
|----|---------------|--------------------------------------|---|------------|
| 1. | 建設工事要求水準書 P.8 | 1-2-10. 発電設備の接続<br>検討申込書及び工事費<br>負担金 | 「東京電力パワーグリッド㈱の系統との連系接続に係る工事費負担金は本市の負担とするが、当初見積もられた工事負担金が増額とならないよう十分に配慮した実施設計を行うこと」との記載について、入札時点では既に東京電力パワーグリッドへの接続申し込みが完了している工程であるため、募集要項で開示頂いた資料にもとづいて計画を行っていたにも関わらず、事業者の責によらず工事負担金が増額となった場合は、増額分を貴市にてご負担いただけるものと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

## 1. 様式9-6について

| No | 頁など             | 質問項目                        | 質問事項  | 回答   |
|----|-----------------|-----------------------------|---|--|
| 2. | 建設工事要求水準書 P.53  | 1-7-3-4. 性能確認試験の条件付合格       | <p>「性能確認試験の結果が、必須性能を全て満たしている場合で、技術評価項目に係る性能に関して一部未達がある場合は、本市が定める方法（「添付資料-9. 性能確認試験要領書」を参照）で技術評価項目不履行の違約金を支払うことを条件として、性能確認試験の条件付合格とすることができる。」との記載について、「添付資料-8. 技術評価項目の履行に関する特記事項」表1では、性能確認試験で達成状況を確認する項目として技術評価項目のうち、以下の4項目が示されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源化機能の充実(リサイクルの推進)</li> <li>・余剰電力量の最大化に向けた設計と施設運営</li> <li>・長期安定稼働、長寿命化及び維持管理費縮減への対応</li> <li>・施設配置動線計画</li> </ul> <p>性能の一部未達がある場合に違約金の支払いが必要となる項目は、上記4項目のうち、性能確認試験期間中において定量的に性能評価が可能である「余剰電力の最大化に向けた設計と施設運営」の項目のみであると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>また、この際の違約金については「運営管理業務委託契約書(案)」に記載の余剰電力量未達ペナルティが該当するものと考えてよろしいでしょうか。</p> | <p>ご理解のとおりです。</p> <p>なお、その他3項目につきましては、性能確認試験において設計の契約不適合責任又は施工の契約不適合責任による性能未達が確認された場合は、設計施工事業者として性能を満たすための改修を行うか、運営管理事業者として運営管理業務委託契約書に規定される委託料の減額を受けるか事業者の判断によるものとお考え下さい。</p> |
| 3. | 建設工事要求水準書 P.105 | 3-2-2 プラットホーム<br>6)付属設備 (7) | <p>「プラットホームの良好な作業環境を維持するため、滞留防止ファンを設ける等の排気ガス対策を講じること」とのご指示ですが、プラットホームの給気ガラリを適切な位置に配置し、作業エリアに清浄な空気を供給することで投入扉前で発生する車両の排気ガスの滞留を防止する対応とさせて頂いてもよろしいでしょうか。</p>   | <p>給気ガラリから外部への空気の逆流や周辺への騒音の影響がないことを条件に可とします。</p>   |
| 4. | 建設工事要求水準書 P.114 | 3-2-9 薬剤噴霧装置<br>4)噴霧場所等 (3) | <p>「薬剤濃度を任意に変えられるものとする」とのご指示ですが、運用期間の途中で使用する薬品が変更となった際に、その薬品の使用条件に応じた濃度に希釈できるようにする、という理解でよろしいでしょうか。</p>   | <p>ご理解のとおりです。</p>  |
| 5. | 建設工事要求水準書 P.114 | 3-2-9 薬剤噴霧装置<br>4)噴霧場所等 (4) | <p>「ごみピット内防臭剤系統については、水単独の噴霧も可能とする。」とありますが、水単独噴霧を行うのはノズルの清掃時であるとの理解でよろしいでしょうか。</p>   | <p>ご理解のとおりです。</p>  |

## 1. 様式9-6について

| No  | 頁など              | 質問項目                         | 質問事項   | 回答  |
|-----|------------------|------------------------------|--|---|
| 6.  | 建設工事要求水準書 P.115  | 3-2-10 自己搬入ヤード<br>6)附属設備 (1) | 「自己搬入ヤードの出入口には電動シャッターとエアカーテンを設ける。本ヤードの運用においては、運転時間帯はシャッターを常時開状態とすることを想定しているが、必要に応じてシートシャッター等の追加の防臭対策を検討すること。」とありますが、工場棟プラットホームと同様に高速スパイラルシャッター等を用いて、車両通過時のみ開閉を行う計画としてもよろしいでしょうか。<br>合わせて、常時開状態で運用する目的・理由があればご教示願います。 | 高速スパイラルシャッターの採用を可としますが、エアカーテンは設けるものとしてください。その際、運用においては、常時閉とし、車両通過時のみ開とするものとしてください。  |
| 7.  | 建設工事要求水準書 P.124  | 3-4-1. ボイラ 4)特記事項 (11)       | 「ボイラの第1弁は、フランジタイプとし、点検が容易な箇所に設ける」とありますが、ボイラの蒸気条件の高温高圧化により、フランジ部からの蒸気の吹出の危険が高まるため、弁の接続はフランジ式だけでなく溶接式の採用も認めていただけないでしょうか。   | ボイラ蒸気条件のさらなる高温・高圧化を図るためのご提案の場合は可とします。   |
| 8.  | 運営管理業務要求水準書 P.23 | 2-3-3. 処理対象物の受入              | 「本市が搬入する戸別収集車両」について「実施方針等に関する質問・意見に対する回答」No.102において「個別収集にて排出されたスプリング入りマットレスやソファの解体については、事業者所掌とします」と回答頂いておりますが、スプリング等の金属類については、解体後はごみビットへ投入し焼却処理するものと考えてよろしいでしょうか。  | スプリングマットレスや同種のソファについては、極力資源化するものとお考え下さい。<br>一方で、スプリング用金具が小分けの小袋に入れられた形式のマットレスのように、資源化の品位が低いものについては、ごみビットへ投入し、焼却処理することを可とします。<br>なお、焼却処理をする場合には、焼却炉内～灰押し出し装置に至るまでつまりを防止し、炉停止がないような対策を講じるものとしてください。 |
| 9.  | 運営管理業務要求水準書 P.42 | 2-9-2. 見学者対応                 | 「予約の無い見学者への対応は、原則無人にて対応できるようにすること。」とありますが、見学者への安全上の配慮は、定期的な安全確認や、見学者ルート外に立ち入らないような安全対策、閉館時における見回りを行うことでよろしいでしょうか。  | 事業者の提案によるものとします。  |
| 10. | 技術提案書作成要領 15/17  | 3-1 (2)技術評価項目<br>提案書作成要領     | 「②使用する用紙はA4版縦置き、横置き、片面印刷とする」とありますが、文字や図が裏写りしないよう配慮した用紙を使用することを条件に、両面印刷を可能とすることをお認めいただけますでしょうか。   | 可とします。  |

1. 様式9-6について

| No  | 頁など             | 質問項目 | 質問事項  | 回答     |
|-----|-----------------|------|---|--------|
| 11. | 技術提案書作成要領 17/17 | 図1   | <p>地元企業が施工JV（甲型）の一員として設計施工業務の元請企業となる場合、下記のルールで地元経済貢献額を算出してよろしいでしょうか。</p> <p>&lt;条件&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計建設業務の元請企業は、プラント設計施工企業・設計JV・施工JVの3者がそれぞれ業務を分担して行う建設JV（乙型）</li> <li>・施工JVは、ゼネコンと地元企業Aで構成される甲型JV</li> </ul> <p>&lt;算出方法&gt;</p> <p>施工JVの分担範囲における地元経済貢献額＝下記①＋下記②</p> <p>①地元経済貢献額（元請分）＝<br/>「元請金額建設JVのうち施工JVの分担額」×「施工JVに対する地元企業Aの出資比率」</p> <p>②地元経済貢献額（下請分）＝<br/>「下請地元企業への発注額」×<br/>「施工JVにおけるゼネコンの出資比率」</p> <p>※②は重複加算しないよう配慮</p> | 可とします。 |

## 2. 入札説明書について

| No | 頁など                    | 質問項目              | 質問事項   | 回答      |
|----|------------------------|-------------------|--|---------|
| 1. | 入札説明書<br>P.17<br>4-1-1 | 入札参加者の構成等<br>(10) | 「運営管理事業者をSPCとする場合は、…SPCを沼津市内に設立するものとする。」とありますが、本件施設内にSPCの本店登記をすることをお認めいただけないでしょうか。 | 不可とします。 |

### 3. 様式集について

| No | 頁など               | 質問項目                      | 質問事項  | 回答  |
|----|-------------------|---------------------------|---|---|
| 1. | 様式 11<br>様式 11 表紙 | 入札内訳書 表紙                  | 回答できる者の氏名および連絡先には、代表企業の窓口担当者を記入するとの認識でよろしいでしょうか。また、括弧内の部分の記載方法をご教示願います。   | 前段については、ご理解のとおりです。<br>後段については、括弧内の部分に市外局番を記載するとともに、貴社における内線番号を記載してください。 |
| 2. | 様式 11<br>様式 11-5  | 年度別業務委託費内訳表               | 固定費 B (リサイクル施設) の内訳項目は変動費の項目となっています。そのため固定費 B (リサイクル施設) には、固定費 A (ごみ焼却施設) のうち、リサイクル施設にかかる費用と区別可能な項目 (人件費、点検検査補修費等) を記載することでよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。ごみ焼却施設に係る費用とリサイクル施設に係る費用は分割してください。                            |
| 3. | 様式 14             | プラント機械設備仕様概要説明書 (ごみ焼却施設編) | コンベヤ等のように複数台の機器で構成される設備については、適宜入力欄を増やして記載するものとしてよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |

#### 4. 技術提案書作成要領について

| No | 頁など                       | 質問項目                        | 質問事項   | 回答   |
|----|---------------------------|-----------------------------|--|--|
| 1. | 技術提案書作成要領<br>P.1<br>1-2   | 貸与資料                        | CD-R等の電子媒体に格納された参考資料等を「技術提案書の提出時に返却すること」と記載がありますが、返却先は沼津市生活環境部新中間処理施設整備室と考えてよろしいでしょうか。                                       | ご理解のとおりです。   |
| 2. | 技術提案書作成要領<br>P.7<br>2-2-2 | 施設基本設計数値<br>(2)内容 ①設計基本数値 エ | 用役収支について「管理棟及びクリーンセンター管理事務所棟等の付属建物の別に用役収支を明らかとすること」とありますが、合棟とする計画で電気・水の使用場所の切り分けが困難な場合は、主たる建築物の用役収支に含めるものとさせていただいてよろしいでしょうか。 | 管理棟及びクリーンセンター管理事務所棟についても、可能な限り切り分けるものとしますが、ご質問の箇所に限り、切り分けが困難なものについては可とします。 |
| 3. | 技術提案書作成要領<br>P.15<br>3-2  | 地元経済貢献額の定義<br>(2)地元企業の定義    | 「沼津市内に本店又は契約権を持つ支店を有する法人とする」とありますが、沼津市内に契約権を持つ営業所も地元企業の定義に含まれると理解してよろしいでしょうか。  | 不可とします。  |

## 5. 建設工事要求水準書について

| No | 頁など                            | 質問項目   | 質問事項   | 回答   |
|----|--------------------------------|--|--|--|
| 1. | 建設工事要求水準書<br>P.15,<br>1-3-4-10 | 関連工事との取合                                     | 関連工事として予定するものとして「④その他」とありますが、現時点で想定されている関連工事は①～③に示されているもののみと考えてよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 2. | 建設工事要求水準書<br>P.32<br>1-4-6-22  | リーフレットの提出                                    | 「施設概要等を記載した広報・説明用リーフレットを契約日後、速やかに作成し提出する。」とありますが、契約日後に提出するものについては、データでの提出とさせていただきますでしょうか。  | 建設工事要求水準書のとおりとします。   |
| 3. | 建設工事要求水準書<br>P.35<br>1-5-2-2   | 運営管理マニュアル<br>表 1-5 性能要件                      | 「※：災害廃棄物が発生した場合にあっては、9,000 t/年の災害廃棄物を含む 64,050 t/年の処理対象物を処理可能とし、沼津市災害廃棄物処理計画に基づいて当該処理を3年間継続可能であること。」とありますが、災害廃棄物を混合したごみの性状が計画ごみ質の範囲を超える(極端に発熱量が高い、または低い)場合は、別途提出する処理能力曲線に従って処理量を補正すると考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。   |
| 4. | 建設工事要求水準書<br>P.39<br>1-6-1-5   | 引渡性能試験<br>(2)引渡性能試験方法<br>①イ                  | 引渡性能試験について、「2炉連続運転状態(定格能力以上)にて、1日目に1炉(系列)について24時間の計測を実施し、2日目以降に1炉(系列)毎に計測を行う」とありますが、1日目は1炉目のみ、2日目は2炉目のみ測定を行う、という理解でよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 5. | 建設工事要求水準書<br>P.40<br>1-6-2-2   | 実施期間   | 「教育訓練は、本件施設における実地教育訓練を試運転期間中に実施する。」とありますが、運営開始時に貴市所掌となる計量棟や自己搬入ヤードについても当該期間で教育訓練を実施するものと理解してよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。教育訓練の詳細な開始時期については実施設計時に本市との協議により定めるものとします。<br>また、教育訓練計画書(又は運営管理マニュアル)作成の際に「自己搬入ヤードにおける受入れ・作業マニュアル」及び「計量棟での受付管理マニュアル」を市と協議のうえ作成するものとしてください。 |
| 6. | 建設工事要求水準書<br>P.43<br>1-6-6     | 工期の遅延<br>表 1-6 引渡性能試験の項目と方法(ごみ焼却施設)<br>3 排ガス | ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、水銀、ダイオキシンの測定場所について「バグフィルタ入口及び煙突において本市の指定する箇所」とありますが、保証は煙突出口での測定結果で行いますので、バグフィルタ入口は測定箇所から除外いただけないでしょうか。   | 建設工事要求水準書のとおりとします。   |
| 7. | 建設工事要求水準書<br>P.43<br>1-6-6     | 工期の遅延<br>表 1-6 引渡性能試験の項目と方法(ごみ焼却施設)<br>3 排ガス | 窒素酸化物の測定場所について「排ガス処理設備の入口及び煙突において本市の指定する箇所」とありますが、触媒反応塔を設置しない場合は、排ガス処理設備の入口については測定を行わないものとしてよろしいでしょうか。   | 建設工事要求水準書のとおりとします。   |

## 5. 建設工事要求水準書について

| No  | 頁など                            | 質問項目   | 質問事項  | 回答  |
|-----|--------------------------------|--|---|---|
| 8.  | 建設工事要求水準書<br>P. 45<br>1-6-6    | 工期の遅延<br>表 1-6 引渡性能試験の項目と方法(ごみ焼却施設)<br>14 緊急作動試験 | 緊急作動試験については、引渡性能試験前の別途協議により定める日に1回のみ実施するものとし、予備性能試験や性能確認試験には含まれないものと考えてよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 9.  | 建設工事要求水準書<br>P. 59<br>2-1-10-3 | 市民活動の場   | 施設内のエントランスの開放時間については、見学者設備の開放時間と同じ時間と考えてよろしいでしょうか。また、複数の出入口を設ける場合、管理の容易性から開放する扉の場所等については事業者にて決定できるものと考えてよろしいでしょうか。                  | 前段について、ご質問のエントランスが、玄関を指すのであれば、使用する者の属性によって開放時間は異なると考えます。見学者専用の玄関を指しているのであれば、ご提案を可としますが、仮にクリーンセンター管理事務所への来客者用の玄関も兼ねる場合は、本市職員の業務時間内は開放していただく必要があります。<br>後段については、見学者用の出入口を複数設ける場合は、見学可能な時間は全ての出入口を開放するものとしてください。 |
| 10. | 建設工事要求水準書<br>P. 62<br>2-2-1-1  | ごみ焼却施設の主要諸元<br>(6) 計画年間処理量等                      | 「大型の死獣(猪、鹿等)が年間120頭程度搬入される。当該死獣は剪断等の処理を行うことなく搬入されるので、焼却処理可能な設備構成とすること」とありますが、搬入される死獣は袋に梱包された状態で浴槽型のプラスチック製容器に入れて搬入されると考えてよろしいでしょうか。 | 搬入する死獣については、袋に梱包されておらず、そのままの姿でプラスチック製容器に入れられております。  |
| 11. | 建設工事要求水準書<br>P. 62<br>2-2-1-1  | ごみ焼却施設の主要諸元<br>(6) 計画年間処理量等                      | 大型の死獣(猪、鹿等)の搬入時に使用されるプラ容器は再利用するかご教示願います。  | 本市職員が死獣を搬入する際、要求水準書に記載の容器を用いて運び込み、積み下ろした後は、本市職員が容器を持って帰る予定です。容器の洗浄等については、協議事項とします。  |
| 12. | 建設工事要求水準書<br>P. 71<br>2-2-2-2  | (1) 主要設備方式                                       | 「※2: 自己搬入されたプラスチック製容器包装を想定しており、場内空きスペースに一時的にストックした上で、当日中に本市へ引き渡す」とありますが、引渡し方法に指定があればご教示ください。  | 現時点で決定していないため、実施設計時に協議するものとします。   |
| 13. | 建設工事要求水準書<br>P. 73<br>2-2-3    | (2) リサイクル施設<br>表 2-9 リサイクル施設へのごみ搬入形態             | 飲食用缶及びペットボトルの「指定回収袋」、飲食用ビンの「コンテナ」、危険ごみ(その他)の「回収容器」について、運営事業者は場内での保管を行うのみであり、破損や劣化等による補充は貴市にて実施いただけると考えてよろしいでしょうか。                   | ご理解のとおりです。<br>一方で、運営管理事業者の不注意や故意による破損物の補充については、本市と協議によるものとします。  |

## 5. 建設工事要求水準書について

| No  | 頁など                            | 質問項目                     | 質問事項  | 回答  |
|-----|--------------------------------|--------------------------|---|---|
| 14. | 建設工事要求水準書<br>P. 80<br>2-2-8    | 余熱利用計画                   | 余熱利用施設の設計進捗に応じて変更が生じた場合について、変更対応について誠意をもって協力いたしますが、余熱利用施設側の条件が著しく変更となり、本施設側の設備仕様やシステム等を大幅に変更せざるを得なくなった場合には、その変更に関する費用について別途ご協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。  |
| 15. | 建設工事要求水準書<br>P. 81<br>2-2-8    | 余熱利用計画<br>図 2-5 外部余熱供給条件 | 「計画供給温度：70～80℃、計画還水温度：50～60℃」との記載があり計画温度に幅がありますが、入札時の提出図書における各提案値(エネルギー回収率等)の計算においては、計画供給温度80℃、計画還水温度60℃として計算することよろしいでしょうか。                         | 可とします。  |
| 16. | 建設工事要求水準書<br>P. 91<br>2-4-4    | 重金属類等溶出基準                | 重金属類等溶出基準値は、焼却灰およびばいじん(飛灰)を最終処分する際のみ適用されるものであり、再資源化されるものについては適用しないと考えるよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。<br>ただし、現在の焼却灰及び飛灰の受け入れ先においては、重金属類等溶出基準は設定されておりませんが、今後、委託先の変更等により、再資源化事業者の受入れ基準に重金属類等溶出基準値が設定されることとなった場合は、この限りではありません。なお、再資源化に必要な処理として、重金属安定化剤等の薬品の添加が必要となった場合の当該薬品費の負担については別途協議するものとします。 |
| 17. | 建設工事要求水準書<br>P. 92<br>2-4-7    | 悪臭基準                     | 悪臭基準について、「敷地境界線、排出口、排水水において」とありますが、排出口とは脱臭装置の出口を指すと考えてよろしいでしょうか。また、排水水とはプラント排水を指すもので、生活排水は含まないと考えてよろしいでしょうか。  | 前段については、脱臭装置の出口と、煙突出口、脱臭装置を経由しない環境集じん装置の出口とお考え下さい。<br>後段については、ご理解のとおりです。  |
| 18. | 建設工事要求水準書<br>P. 95<br>3-1-2-3  | 保温 (1)                   | ④にて、「保温する場合は表面温度を70℃以下とする」とありますが、同項②にて「高温箇所の保温厚は、保温施工を行った部分の表面温度が原則として80℃未満になるよう決定する」とあります。保温施工を行った部分の表面温度は80℃未満とすることと考えてよろしいでしょうか。                 | ④の規定については、作業床から2,500mmの高さ(作業員が触れる可能性のある高さ)までを指しており、これに該当する箇所はやけど防止措置として、70℃以下とし、その他の保温施工箇所については、表面温度を80℃未満としてください。  |
| 19. | 建設工事要求水準書<br>P. 99<br>3-1-2-10 | コンベヤ類 (2) ①              | 「ケース底板は4.5mm以上とし、摺動部分には9mm以上のライナープレートを取り付ける」とありますが、散水を行うコンベヤにおいては、底板とライナーの接触面が腐食する恐れがあるため、ライナープレートの取付対象とするコンベヤからは除外するものとしていただけないでしょうか。              | 搬送物やコンベヤの形式、構造によって判断が異なると考えますが、ご質問の仕様の適用に支障がある場合は可とします。<br>その際、別途、その理由が分かる資料をご提出下さい。  |

## 5. 建設工事要求水準書について

| No  | 頁など  | 質問項目  | 質問事項  | 回答  |
|-----|--|---|---|---|
| 20. | 建設工事要求水準書<br>P.107<br>3-2-4                          | ダンピングボックス<br>4)構造等 (5)                                      | ダンピングボックス用の投入扉の形式については、特段の指定はないものと解釈し、シャッター方式を採用してよろしいでしょうか。  | 可とします。  |
| 21. | 建設工事要求水準書<br>P.109<br>3-2-5                          | ごみピット<br>6)構造等 (8)  | ピット上部（ホップステージ）の転落防止について、腰壁のみで転落防止を図れる場合は、手すりの設置は不要と考えてよろしいでしょうか。  | 可としますが、安全に配慮した設計としてください。  |
| 22. | 建設工事要求水準書<br>P.114<br>3-2-9                          | 薬剤噴霧装置<br>4)噴霧場所等 (2)                                       | 受入ホッパ近傍に防臭剤を噴霧することのご指定ですが、ここで言う「受入ホッパ」はP.116 3-3-1に記載のごみホッパを指すと理解してよろしいでしょうか。   | ご質問の規定については、剪断破砕機の受入ホッパに関する規定となります。<br>なお、剪断破砕機の運用については、木質家具類等の焼却粗大ごみだけではなく、災害廃棄物(小規模な災害(火事ごみ)等)や海岸漂着物が処理対象と規定しています。火事ごみや床上浸水後の畳など、処理対象物によっては悪臭が発生するものがあるため、作業環境を良好に維持するための規定とお考え下さい。 |
| 23. | 建設工事要求水準書<br>P119<br>3-3-4-1<br><br>P.120<br>3-3-4-2 | 焼却炉<br>3)主要項目 (2)材質<br>②<br><br>炉体鉄骨及び炉体ケーシング<br>3)主要項目 (2) | 3-3-4-1にて、焼却炉ケーシングの耐火物等を直接囲う部分の材質が一般構造用圧延鋼 t=4.5mm以上のご指示となっており、一方で3-3-4-2にて炉体ケーシングの材質は一般構造用圧延鋼 t=6.0mm以上のご指示となっております。<br>焼却炉のケーシングは全て t=4.5mm以上と考えてよろしいでしょうか。 | 一般構造用圧延鋼 t=6.0mm以上を正とします。   |
| 24. | 建設工事要求水準書<br>P.121<br>3-3-4-4                        | 主灰シュート<br>3)主要項目 (1)材質                                      | シュートの水封構造部分についてステンレス鋼板のご指定ですが、水封部分が無い場合は適用されないと考えてよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 25. | 建設工事要求水準書<br>P.127<br>3-4-7                          | 安全弁用消音器<br>2)数量   | 「[2] 基/炉（ボイラ用1基、脱気器用1基）」とありますが、脱気器を共通系とする場合は、脱気器用の安全弁消音器は2炉につき1基とさせていただいてよろしいでしょうか。   | 可とします。  |
| 26. | 建設工事要求水準書<br>P.140<br>3-5-2                          | 乾式排ガス処理装置<br>8)特記事項 (10)                                    | 「閉塞防止のため要所に自動ハンマリング装置を設ける」とありますが、自動ハンマリング装置以外にも閉塞防止に有効であれば、装置の選定は事業者の判断とさせていただいてもよろしいでしょうか。   | 不可とします。   |
| 27. | 建設工事要求水準書<br>P.149<br>3-7-1                          | 押込送風機<br>3)主要項目 (7)風量調整方式                                   | 「回転数制御を基本としダンパ制御を併用すること」とありますが、ダンパ制御は必要に応じ併用するものとしてよろしいでしょうか。また、二次燃焼用送風機、排ガス循環送風機、誘引通風機についても同様と考えてよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |

## 5. 建設工事要求水準書について

| No  | 頁など                           | 質問項目                       | 質問事項   | 回答   |
|-----|-------------------------------|----------------------------|--|--|
| 28. | 建設工事要求水準書<br>P.162<br>3-8-2-4 | 混練機<br>4)特記事項 (3)          | 「装置本体及び出口シュート部分は集じん用ダクトを接続し内部を負圧に保つ」とありますが、混練機本体が密閉されている場合、装置本体にダクトを接続可能な箇所がないため、出口シュート部分のみに集じん用ダクトを接続するものとしてよろしいでしょうか。                                    | 混練機の形式によって判断が異なるため、実施設計時に協議するものとします。   |
| 29. | 建設工事要求水準書<br>P.166<br>3-8-6   | 灰クレーン<br>6)特記事項 (6)        | 灰クレーン操作室と灰積出し場、中央制御室等の連絡用通信設備を設けるご指定がありますが、専用の連絡通信設備ではなく、トランシーバ等で代用することは可能でしょうか。   | 常時円滑な通信が可能であることを条件に可とします。  |
| 30. | 建設工事要求水準書<br>P.175<br>3-10-3  | プラント排水処理設備<br>1)処理プロセス (2) | 「有機系プラント排水（プラットホーム床洗浄水、洗車排水）は、ごみピット排水貯留槽に排水すること」とありますが、P.173 図 3-2、3-3 のフローでは、有機系排水は処理後再利用するフローとなっています。使用水量の削減のため、再利用するフローを正としてよろしいでしょうか。                  | ご理解のとおりです。<br>建設工事要求水準書 P.175 3-10-3.プラント排水処理設備 1)(2)については誤記です。P.173 図 3-2、図 3-3 を正としてください。            |
| 31. | 建設工事要求水準書<br>P.184<br>3-12-1  | 設計基本条件<br>8) その他条件 (12)    | 現場操作盤や現場電源盤の場合、使用用途もないことから本記載事項の対象外と考えてよろしいでしょうか。  | 保守用コンセントについては可としますが、盤内照明については、盤の設置位置によって、必要に応じて設けるものとしてください。   |
| 32. | 建設工事要求水準書<br>P.190<br>3-12-8  | 低圧配電設備                     | 「盤内での系統分岐がある場合は、各系統の頭に主幹遮断器を設ける」とありますが、プラント動力/建築動力/照明など電源仕様が異なる系統分岐に適用すると解釈してよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。   |
| 33. | 建設工事要求水準書<br>P.195<br>3-12-11 | 保守用電源盤<br>1)形式             | 「防水型」とありますが、屋内で水濡れのおそれがない箇所は、防水型でなくてもよろしいでしょうか。  | 建設工事要求水準書のとおりとします。   |
| 34. | 建設工事要求水準書<br>P.196<br>3-13-1  | 一般事項<br>14)                | 「中央制御室での警報表示は一括表示ではなく、詳細内容を表示する。」とありますが、薬品の補給等、中央制御室で警報の詳細を確認することにより迅速な対応を行うことを目的としていると考えます。したがって、その他機器故障等の現場での確認作業が必要な警報等については、集約して表示させることは可能と考えてよいでしょうか。 | 原則として、建設工事要求水準書のとおりとします。ただし、ご質問のように、機器故障の警報については、対象となる装置によってはご提案を認めることを可としますので、実施設計時に本市に確認することとしてください。 |

## 5. 建設工事要求水準書について

| No  | 頁など                             | 質問項目                                     | 質問事項  | 回答   |
|-----|---------------------------------|--|---|--|
| 35. | 建設工事要求水準書<br>P. 201<br>3-13-5   | 計装機器<br>3)ITV 装置 (2)モニタ<br>設置場所          | 「表 3-12 モニタ仕様と設置場所 (参考)」において、中央制御室にはモニタが 21 台、クレーン操作室は 4 台、プラットホーム監視室は 4 台、自己搬入ヤード控室は 2 台、計量棟は 4 台、管理棟事務室は 2 台となっていますが、視認性および意匠性を考慮して、モニタの台数および大きさは事業者提案としてもよろしいでしょうか。                    | 中央制御室のモニタ台数及び大きさについては提案を可としますが、モニタを大きくし、分割表示する場合は、建設工事要求水準書に示す大きさを、指定する監視対象を表示することとしてください。 |
| 36. | 建設工事要求水準書<br>P. 202<br>3-13-6   | システム構成<br>2)分散型自動制御システム (DCS) (3)帳票用パソコン | 帳票用パソコンは、その機能をオペレータコンソール等に集約することを前提に、専用ハード機器は設けないものとしてもよろしいでしょうか。   | 可とします。   |
| 37. | 建設工事要求水準書<br>P. 202<br>3-13-6   | システム構成<br>3)中央監視盤                        | ディスプレイは意匠性を考慮して壁掛けとしてもよろしいでしょうか。また、記録計はオペレータコンソールにおけるトレンド機能で代用できること、また将来の運転保守管理機器点数の削減を念頭に設置しないこととしてもよろしいでしょうか。   | 可とします。   |
| 38. | 建設工事要求水準書<br>P. 209<br>4-1-2-10 | コンベヤ類<br>1)特記事項 (4)                      | 「事故防止のため、コンベヤのどの位置でも、緊急停止措置可能とすること」とありますが、これは周囲に引綱スイッチによる緊急停止装置を設けるとの解釈でよろしいでしょうか。<br>また、密閉型コンベヤの場合は、引綱スイッチは設けないものとさせていただきますてもよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。ただし、安全対策の上で必要と判断される場合はこの限りではありません。   |
| 39. | 建設工事要求水準書<br>P. 251<br>3-13-5   | 保守用電源盤<br>1)形式                           | 「防水型」とありますが、屋内で水濡れのおそれがない箇所は、防水型でなくてもよろしいでしょうか。   | 「5.建設工事要求水準書について」No.33 の回答を参照してください。   |
| 40. | 建設工事要求水準書<br>P. 254<br>4-14-5   | 計装機器<br>3)ITV 装置 (2)モニタ<br>設置場所          | 「表 4-6 モニタ仕様と設置場所 (参考)」において、中央操作室には 20 インチモニタを 11 台設置することとなっていますが、視認性および意匠性を考慮して、モニタの台数および大きさは事業者提案としてもよろしいでしょうか。   | 「5.建設工事要求水準書について」No.35 の回答を参照してください。   |
| 41. | 建設工事要求水準書<br>P. 280<br>5-2-4    | 仕上げ計画<br>3)屋外仕様 (6)                      | 「屋外に設ける鉄骨は溶融亜鉛メッキを施す。意匠上の配慮が求められる計量棟等の支持鉄骨には、溶融亜鉛メッキの上に上塗り塗装を施す。」とありますが、溶融亜鉛メッキの上塗りは経年変化による塗装の剥がれが懸念されます。耐久性の観点から、鉄骨に溶融亜鉛メッキを施さずに直接フッ素樹脂塗装を施すこととしてよろしいでしょうか。あるいは、溶融亜鉛メッキ仕上げとすることは可能でしょうか。 | 建設工事要求水準書のとおりとします。   |

## 5. 建設工事要求水準書について

| No  | 頁など                            | 質問項目                   | 質問事項   | 回答  |
|-----|--------------------------------|------------------------|--|---|
| 42. | 建設工事要求水準書<br>P. 285<br>5-3-2-4 | 駐車場工事<br>1) 計画概要及び施工範囲 | 「本市職員用の駐車場については工事区域外（敷地東側の旧屋内温水プール第一駐車場）に設ける。当該範囲については、本件工事の建設工事期間中の資材置き場として使用することが想定されるため、建設工事終了後には、現況どおりに復旧するとともに、車両区画線の引き直しを行うこと。」とありますが、敷地東側の駐車場を本件建設工事期間中に利用する場合、駐車場内の樹木を一部伐採・撤去することは可能でしょうか。 | 旧屋内温水プール第一駐車場内の樹木を一部伐採・撤去することは可能です。<br>なお、伐採・撤去する樹木については、協議によるものとします。                 |
| 43. | 建設工事要求水準書<br>P. 285<br>5-3-2-4 | 駐車場工事<br>1) 計画概要及び施工範囲 | 本件工事の建設工事期間中の資材置き場等として、敷地東側の旧屋内温水プール第一駐車場が使用できるとの記載がありますが、当該駐車場ではなく、敷地北側に整備予定の収集車用駐車場スペースを使用させていただけないでしょうか。<br>なお、敷地北側の収集車用駐車場スペースを使用できる場合は、敷地東側の駐車場は使用しません。                                       | 提案を可とします。<br>ただし、敷地東側の旧屋内温水プール第一駐車場ではなく、敷地北側の収集車用駐車場を使用する場合、令和11年9月末までに空け渡すものとしてください。 |

## 6. 運営管理業務要求水準書について

| No | 頁など                            | 質問項目             | 質問事項  | 回答   |
|----|--------------------------------|------------------|---|--|
| 1. | 運営管理業務要求水準書<br>P. 2<br>1-1-1-5 | 本市の業務範囲<br>(1)   | 運営管理事業者（令和17年4月1日以降）に切り替わった際のサービス水準確保を図るにあたって、貴市の業務範囲では「1)計量棟での受付管理、自己搬入ヤードでの案内・指示に係る業務（令和12年1月1日から令和17年3月31日までの間に限る）」とありますが、当該業務については何名体制で対応される予定かをご教示願います。  | 現時点では未定であり、事業者との協議により決定する予定です。   |
| 2. | 運営管理業務要求水準書<br>P. 4<br>1-2-13  | 周辺施設整備等への協力      | 「本件施設の敷地内及び周辺で本市が行う事業等に対し、本市の要請に基づき協力すること。」と記載がありますが、ここでの協力とは具体的にどのような内容をお考えでしょうか。  | 具体的な事項は想定しておりませんが、現清掃プラント解体工事を円滑に実施するための、工事車両の通行や、工事期間中における新施設への搬入方法の変更等を想定しております。<br>また、余熱利用施設の開業につきましては、試運転を実施するため、運営管理業務要求水準書 P.5 1-2-14.余熱利用施設の運営等への協力を記載のとおり、本市の求めに応じて協力することとさせていただきます。     |
| 3. | 運営管理業務要求水準書<br>P. 5<br>1-2-14  | 余熱利用施設の運営等への協力   | 「余熱利用設備の供用開始前においては、温水供給及び電力供給に係る設備の試運転調整を行い、所定の能力・機能を発揮できる状態とした上で、」と記載がありますが、余熱利用設備建設時に想定される試運転調整の期間及び内容はどのようなものを想定されていますでしょうか。<br>また、余熱利用設備側の事由によりごみ処理施設側熱供給設備に係る試運転調整の人員や用役が追加で必要となった際は、協議の上費用請求できると考えてよろしいでしょうか。 | 前段については、ご質問の箇所及び建設工事要求水準書 P.80 2-2-8.余熱利用計画(6)を参照とし、必要な試験を本市及び余熱利用施設の運営事業者と事業者で検討するものとお考え下さい。<br>後段の費用については、建設工事要求水準書 P.24 1-4-2.建設業務(5)に記載のとおり、明らかに本市が負担すべき費用以外は、設計施工事業者が負担するものとします。            |
| 4. | 運営管理業務要求水準書<br>P. 5<br>1-2-19  | 災害等発生時の協力<br>(1) | 「本件施設への災害廃棄物の搬入、ごみピットへの投入、一時貯留ヤードへの貯留（又は仮置き）は、通常の処理対象物と同様に本市が実施する。」とありますが、災害廃棄物は、処理不適物を貴市にて分別した後、ごみピットへ投入していただけるものと考えてよろしいでしょうか。  | 大規模な災害時に一次仮置き場から搬入する災害廃棄物については、ご理解のとおりです。ただし、全ての災害廃棄物が完全に分別された状態であるとは限らないため、状況に応じ、破碎・分別等に適宜ご協力ください。<br>一方で、小規模な災害の場合は、一次仮置き場等を設けずに、選別しない場合も想定されるため、その際には、本市の求めによって重機類の使用した分別等、必要に応じて協力をお願いいたします。 |

## 6. 運営管理業務要求水準書について

| No | 頁など                             | 質問項目                      | 質問事項   | 回答   |
|----|---------------------------------|---------------------------|--|--|
| 5. | 運営管理業務要求水準書<br>P. 7<br>1-2-21   | マニュアル及び計画書等作成<br>(4)業務報告書 | 「運営管理事業者は、上述の業務報告書のほか、各種の日誌、点検記録及び報告書等を作成し、運営管理事業者の事業所内に契約期間にわたって保管しなければならない」とありますが、省資源化及び省スペース化を目的として、紙面による保管ではなく、電子ファイルでの保管とさせていただけないでしょうか。  | 保管用として、1部は紙面による提出・保管を必須とします。<br>なお、月例業務報告会における資料については、建設工事要求水準書 p.33 1-4-10.の規定と同様に、ペーパーレス化に取り組むものとしします。 |
| 6. | 運営管理業務要求水準書<br>P. 13<br>1-3-5-1 | 業務委託期間終了時の施設引渡し条件<br>(2)  | 「ただし、過去5年間において交換又は更新を実施した装置・部品がある場合は、当該交換又は更新に要した費用については平均運転コストから控除する。」と記載がありますが、運営事業期間中に定期的に複数回の交換及び更新が必要となるものについては平均コストに含めるものと考えてよろしいでしょうか。(例：3年毎の交換、更新が必要となるもの等)  | ご理解のとおりです。   |
| 7. | 運営管理業務要求水準書<br>P. 14<br>1-3-5-2 | 業務委託期間終了後の運営方法の検討等<br>(2) | 「①新たな運営管理事業者の選定に際して、入札参加等の資格審査を通過した者に対する運営管理事業者が所有する資料の開示（運営管理事業者が作成し本市が所有する資料を含む）」とありますが、知的財産に関わる部分については開示することは致しかねます。次期運営事業者に対する開示内容については協議とさせていただきますようお願いいたします。   | 運営管理業務委託契約書(案)第61条～第64条の規定に則り判断するものとします。   |
| 8. | 運営管理業務要求水準書<br>P. 14<br>1-3-5-2 | 業務委託期間終了後の運営方法の検討等<br>(5) | 「本市が運営管理事業者と業務委託期間終了後の運営の継続について協議する場合、業務委託期間終了後の運営業務に関する委託料は、業務委託期間中の委託料に基づいて決定する。」とあります。また、同資料P.11の1-3-4.(11)に「本件業務の委託料のうち固定費は、原則として平準化する。委託料の平準化に関する標準案は、各年度の委託料を平準化するものとする。」とあり、「業務委託期間終了後の年度毎の運営業務に関する委託料」＝「業務委託期間中の年度毎の運営業務に関する委託料」となると思慮されます。一方で、実際の年度毎の運営業務料は、運営初年度が最も安く、設備の劣化が進むにつれ高くなる傾向にあります。そのため、平準化する業務委託期間中の委託料とは別に平準化前の業務委託期間中の委託料を提出させていただき、業務委託期間終了後の運営業務に関する委託料は、その資料に基づいて決定することとさせていただくことは可能でしょうか。 | ご理解のとおりです。   |

## 6. 運営管理業務要求水準書について

| No  | 頁など                           | 質問項目           | 質問事項  | 回答  |
|-----|-------------------------------|----------------|---|---|
| 9.  | 運営管理業務要求水準書<br>P. 16<br>2-1-2 | 有資格者の配置<br>(5) | 「運営管理事業者は、前1号の規定に従い選任した現場総括責任者を本市と設計施工事業者の実施設等に係る打合せに出席させるなどして、本件施設の運営の観点からの意見を本市及び設計施工事業者に伝えさせ、設計施工事業者による本件施設の運営マニュアル作成の過程に関与させるとともに、本件施設の設計及び建設の状況を十分に把握させ、実際の本件施設の状況に従った運営ができるよう、十分な準備をさせなければならない。」とありますが、協議内容に応じて出席することによるのでしょうか。 | ご理解のとおりです。<br>運営管理事業者が本市と設計施工事業者の実施設等に係る全ての打合せに出席いただくことは想定していません。 |
| 10. | 運営管理業務要求水準書<br>P. 19<br>2-2   | 受付管理業務         | 「土曜日、祝日は本市職員が不在となるため、運営管理事業者が指導業務を代行すること。」とありますが、運営開始から令和17年3月31日まで自己搬入ヤードでの案内・指示に係る業務は貴市であることより、自己搬入のある土曜日の指導業務は貴市にてご対応頂けるものと理解してよろしいでしょうか。  | ご理解のとおりです。  |
| 11. | 運営管理業務要求水準書<br>P. 20<br>2-2-2 | 受付管理・監視業務等     | 「次に示す業務については、令和17年3月31日までの間は本市所掌の業務とし、令和17年4月1日から業務委託期間が終了する日まで本件業務の業務範囲とする。」とありますが、貴市の所掌期間中に搬入ルールの追加や変更が生じる場合は、事前に事業者と協議いただけたとの認識でよろしいでしょうか。そのうえで、変更となったルールが事業者の所掌期間にも継続し、その結果追加の費用が発生する場合は、追加となる費用について別途協議との認識でよろしいでしょうか。           | 前段につきましては、ご理解のとおりです。後段につきましては、別途協議によるものとします。                      |
| 12. | 運営管理業務要求水準書<br>P. 20<br>2-2-2 | 受付管理・監視業務等     | 「当該業務の業務引継ぎに係る準備行為については、その期間を含めて本市との協議により定める。」とありますが、応募者間の公平性を担保するために、貴市が想定する引継ぎ期間についてご教示ください。  | 現時点においては1か月程度の想定です。   |

## 6. 運営管理業務要求水準書について

| No  | 頁など                             | 質問項目            | 質問事項  | 回答  |
|-----|---------------------------------|-----------------|---|---|
| 13. | 運営管理業務要求水準書<br>P. 21<br>2-2-2-2 | 案内・指示等          | 不定期に実施する展開検査について適正な人員配置を検討する為に下記事項をご教示ください。<br>①展開検査の実施時間をご教示ください。<br>例：終日（搬入時間）、午前中のみ等<br>②施設別に実施するとあることより、同日に実施するのではなく、ごみ焼却施設とリサイクル施設の展開検査は別日に実施すると理解してよろしいでしょうか。<br>③貴市立会のもと実施するとありますが、検査車両の選定は貴市にてご対応いただけるものと理解してよろしいでしょうか。 | 回答を以下に記します。<br>①終日（搬入時間）とします。<br>②ごみ焼却施設とリサイクル施設は別日に実施するものとします。<br>③検査車両の選定は本市が対応するものとします。  |
| 14. | 運営管理業務要求水準書<br>P. 21<br>2-2-2-3 | 料金徴収代行業務<br>(1) | 「本市の指定する口座へ振り込むこととする。」とありますが、振込手数料については、貴市にてご負担いただけるものと理解してよろしいでしょうか。   | 現時点の想定では、以下の流れにより搬入料金を本市へ支払うことを考えています。<br>搬入時間終了後(15:30以降)に、当日に徴収した現金を本市職員事務室にて、本市職員へ手渡してください。その際に、当日の日報(現金で徴収した金額がわかるもの)を準備し、本市と運営管理事業者の双方で金額の整合を確認するものとします。現金で受領した搬入料金は、本市職員が納付書により本市の口座へ振り込むため、運営管理事業者側に手数料は発生しない想定です。なお、自動精算機内におつり用として用意する現金については、運営管理事業者にて準備するものとしてください。<br>また、キャッシュレス決済については、同様に本市が手数料を負担するものとしますが、キャッシュレス決済の種類ごとに手数料を本市が支払う方法とするのではなく、中間業者を介し、採用するキャッシュレス決済全ての手数料を本市が一括して支払うことが可能となるようご対応ください。キャッシュレス決済の手数料の支払いについては、月に1度行うことを想定しています。<br>なお、今後上記の方法から変更する場合においても、振込手数料及びキャッシュレス決済手数料は、本市の負担とし、支払方法等の詳細は実施設計時の協議にすることとします。 |

## 6. 運営管理業務要求水準書について

| No  | 頁など                           | 質問項目                          | 質問事項  | 回答   |
|-----|-------------------------------|-------------------------------|---|--|
| 15. | 運営管理業務要求水準書<br>P. 27<br>2-4-1 | 備品・什器・物品・消耗品・予備品・用役の調達        | 資源物等の搬出物の貯留・搬出に用いる収納容器（ドラム缶等）については、「実施方針等に関する質問・意見に対する回答」No.393において、原則、品目ごとの処分先の事業者様に準備していただき、数量等に不足が生じた場合にのみ本件事業の事業者にて手配するものとされておりますが、事業者にて手配した容器については再利用のために返却いただけると考えてよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |
| 16. | 運営管理業務要求水準書<br>P. 27<br>2-4-1 | 備品・什器・物品・消耗品・予備品・用役の調達        | 入札公告にて、落じん灰の搬出については、ドラム缶またはコンテナを事業者にて選択可能となりましたが、事業者にてドラム缶を選択した場合であっても、ドラム缶については、原則、処分先の事業者様に準備していただき、数量等に不足が生じた場合にのみ本件事業の事業者にて手配し、事業者が手配したドラム缶についても返却いただけると考えてよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。<br>なお、ドラム缶については、処分先から返却される際に、同一のものではなく、同等品となる可能性がある点にご留意ください。 |
| 17. | 運営管理業務要求水準書<br>P. 27<br>2-4-1 | 備品・什器・物品・消耗品・予備品・用役の調達        | 「②資源物等の搬出物の貯留・搬出に用いる収納容器（ドラム缶等）」とありますが、貴市が搬入に用いる指定回収袋やビン用コンテナ等は貴市にて調達されるものと理解してよろしいでしょうか。   | 原則、運営管理事業者へ返却することを想定しておりますが、今後選定する処分先の事業者の状況により、変更となる可能性もあります。           |
| 18. | 運営管理業務要求水準書<br>P. 27<br>2-4-2 | 備品・什器・物品・消耗品・予備品・用役の管理<br>(2) | 「本市が実施する業務において使用するクリーンセンター管理事務所棟の施設・設備の維持管理及び日常的な点検・清掃に必要な予備品、消耗品、用役については、運営管理事業者が調達し本市へ支給すること」とありますが、他方、同頁 2-4-1 においては、「本市が使用する事務用品、作業衣、作業靴、安全帽、各種保護具・工具、洗剤及び生活用品、収集車に用いる燃料と予備品・消耗品等は、本市が自らの費用で調達する」ともあります。<br>本記載の考え方として、建設工事要求水準書 P. 303 別表における建設事業者が初期納入する什器等は事業者が管理し、本内容以外に貴市が自ら調達されたものは、貴市が管理・調達するものと理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。   |

## 6. 運営管理業務要求水準書について

| No  | 頁など                            | 質問項目                            | 質問事項  | 回答   |
|-----|--------------------------------|---------------------------------|---|--|
| 19. | 運営管理業務要求水準書<br>P. 30<br>2-4-10 | 機器更新<br>(3)                     | 「部品等の生産終了やOS・ソフトウェアの更新、部品等の製造元の倒産等に伴い必要性が生じる機器更新についても、運営管理事業者の業務範囲内とする。」と記載がありますが、部品等の生産終了やOS・ソフトウェアが更新されても事業終了後5年以上の継続使用が可能なものについては運営管理事業者にて更新する必要はないものと考えてよろしいでしょうか。<br>(運営事業者からの部品供給等による対応含む。)                                 | 運営管理業務要求水準書 P.131-3-5-1.業務委託期間終了時の施設引き渡し条件(2)に規定する、過去5年間の平均運転コスト(用役費用、補修工事費用等)を抑えるための提案であれば可とします。      |
| 20. | 運営管理業務要求水準書<br>P. 31<br>2-4-14 | 説明用調度品等の維持管理、更新<br>(1)          | 「(1)運営管理事業者は、見学者対応業務等で使用する説明用調度品を適切に維持管理すること。また、必要に応じて説明用調度品を補充するほか、展示内容や設備を計画的に更新、アップデート(PC,ソフトウェア)する等して、常時使用可能な状態を維持すること」とありますが、説明用調度品やパンフレットの更新頻度については、上記の条件を前提に事業者にて提案するものとさせていただいてよろしいでしょうか。                                 | 提案を可としますが、実運営開始後に本市が説明等調度品やパンフレットの更新を求めた場合につきましては、対応をお願い致します。  |
| 21. | 運営管理業務要求水準書<br>P. 33<br>2-5-2  | 環境保全計画                          | 「測定項目・方法・頻度・時期等は技術提案による」とありますが、下記2点についてご教示願います。<br><br>①リサイクル施設の各処理対象物については、組成や単位容積重量等の分析は不要と考えてよろしいでしょうか。<br><br>②運営期間に悪臭の測定を実施する場合、測定場所および測定回数は、「建設工事要求水準書(P. 45) / 「表 1-6 引渡性能試験の項目と方法 (3/4)」 / 番号9 悪臭」に準じる必要はないと考えてよろしいでしょうか。 | ①運営管理業務要求水準書 p.23 2-3-4.(2)の規定を参照してください。<br>②ご理解のとおりです。測定場所及び測定回数については、環境保全基準を安定的に遵守できることを前提に計画してください。 |
| 22. | 運営管理業務要求水準書<br>P. 33<br>2-5-2  | 環境保全計画<br>表 2-5 測定項目と頻度<br>(参考) | ごみ質の「詳細項目」についても「1回/月」となっていますが、法令に則り「4回以上/年」に緩和いただくことは可能でしょうか。   | 運営管理業務要求水準書のとおりとします。   |
| 23. | 運営管理業務要求水準書<br>P. 33<br>2-5-2  | 環境保全計画<br>表 2-5 測定項目と頻度<br>(参考) | 注記2に「種類ごと」とありますが、ごみビット内の混合ごみ採取して分析すれば良く、「燃やせるごみ」・「衛生プラントし渣」・「各種残渣」ごとの分析は不要と理解してよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。   |

## 6. 運営管理業務要求水準書について

| No  | 頁など                             | 質問項目                          | 質問事項   | 回答  |
|-----|---------------------------------|-------------------------------|--|---|
| 24. | 運営管理業務要求水準書<br>P. 33<br>2-5-2   | 環境保全計画<br>表2-5測定項目と頻度<br>(参考) | 塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじんの4項目について、測定頻度は「1回/2月・炉以上」とされていますが、備考欄には「毎月1回の頻度とする」との記載があります。<br>こちらの記載については、各炉に対して隔月で測定を行うことで、施設としては毎月測定を行うことのご指示と理解してよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 25. | 運営管理業務要求水準書<br>P. 38<br>2-6-3-1 | 資源化物の管理 (2)                   | 「品質管理基準を定め」とありますが、各資源化物の純度・回収率の分析は、事業者にて任意の頻度で実施することによろしいでしょうか。  | 可とします。安定的かつ継続的に、高い品質を確保するための工夫については、様式18-1の提案内容にも該当しますので、事業者の提案によるものとします。 |
| 26. | 運営管理業務要求水準書<br>P. 43<br>2-9-3   | 清掃<br>(1)日常清掃業務 ②従事者          | 外注する場合の認識について、下記3点をご教示ください。<br><br>①運営JVの従業員にて「管理指導員」を配置することで、清掃業務従事者には外注企業の職員を配置することが可能との理解でよろしいでしょうか。<br><br>②「施設を熟知した管理指導員」とは、類似施設での勤務経験者との理解でよろしいでしょうか。<br><br>③清掃業務従事者に外注社員を配置する場合、要求水準書上の作業場所・作業内容を遵守することを前提に、配置人数を2名から変更することが可能でしょうか。 | ①ご理解のとおりです。<br>②ご理解のとおりです。<br>③運営管理業務要求水準書のとおりとします。                       |
| 27. | 運営管理業務要求水準書<br>P. 43<br>2-9-3   | 清掃<br>(2)定期的清掃業務 ①<br>ワックスがけ  | 下記の通り条件を緩和いただくことは可能でしょうか。<br><br>①要求水準の頻度「10回/年以上の床ワックスがけに加え、2回/年以上のワックス剥離・洗浄」を、一般的な頻度である「ワックスがけ1回/年、ワックス剥離・洗浄1回/5年」での実施を可とする。<br><br>②ワックスフリー素材の床材を用いる場合は、上記頻度にかかわらず、採用床材に応じたワックスがけ頻度、ワックス剥離・洗浄頻度での実施も可とする。                                 | 運営管理業務要求水準書のとおりとします。  |
| 28. | 運営管理業務要求水準書<br>P. 43<br>2-9-3   | 清掃<br>(2)定期的清掃業務 ②<br>ガラス清掃   | 居室・廊下「内面4回/年」を、一般的な頻度である「内面2回/年」に緩和いただくことは可能でしょうか。   | 運営管理業務要求水準書のとおりとします。  |
| 29. | 運営管理業務要求水準書<br>P. 43<br>2-9-3   | 清掃<br>(2)定期的清掃業務 ④<br>灯具清掃    | 「2回/年以上」を、一般的な頻度である「1回/年」に緩和いただくことは可能でしょうか。  | 運営管理業務要求水準書のとおりとします。  |

## 6. 運営管理業務要求水準書について

| No  | 頁など                           | 質問項目      | 質問事項  | 回答   |
|-----|-------------------------------|-----------|---|--|
| 30. | 運営管理業務要求水準書<br>P. 43<br>2-9-4 | 敷地内緑地維持管理 | 「本市が敷地造成工事に伴い植栽した樹木等についても運営管理事業者にて維持管理すること。」とありますが、貴市が敷地造成工事において植栽した樹木等とは、敷地西側の法枠工内への種子吹付のみと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。   |
| 31. | 運営管理業務要求水準書<br>P. 41<br>別紙 5  | 処理不適物     | 「沼津市発行「ごみの分別・減量ガイドブック」とありますが、いつ時点で発行されたものでしょうか。<br>また現時点で、改定のご予定はないとの認識でよろしいでしょうか。                        | 現時点最新版は、令和4年2月に作成されたものです。本市HPをご確認ください。<br>後段については、周知のとおり、本件施設の竣工に合わせてごみの分別ルールを変更する予定としており、その際、「ごみの分別・減量ガイドブック」の改定を行う予定です。なお、見直しの項目については、建設工事要求水準書や対面対話時に説明しているとおりです。また、処理不適物についての見直しは予定していません。 |

## 7. 添付資料について

| No | 頁など                                    | 質問項目               | 質問事項   | 回答   |
|----|--|--------------------|--|--|
| 1. | 添付資料 4<br>P.1<br>図 4-2、資 4-1           | 事業範囲内の雨水に関する直接放流面積 | <p>「直接放流可能な面積の上限は、約 1,570m<sup>2</sup>であり、計画平面図（想定）では、1,540m<sup>2</sup>を見込んでおります。計画平面図（想定）を変更する際は、直接放流可能な面積が上限を超えることがないようご注意ください。」とありますが、対面的対話時の「事業実施に関する沼津市からの説明」では、直接放流可能な面積は 1,800m<sup>2</sup>であるとのことがありました。直接放流可能な面積の上限はどちらを正と考えればよろしいでしょうか。</p> <p>また、添付資料 4 の 5/5 頁では「調整池と市道 0245 号線の間の敷地」を事業範囲から除くことにより、別の範囲を直接放流面積に算入することが可能であるとされていますが、当該敷地を土地利用事業の範囲から除外した場合は、除外後の事業範囲内において直接放流可能な面積の上限は同じである（除外した敷地面積と同じ直接放流面積を、除外後の事業範囲内の別の場所で確保できる）と考えてよろしいでしょうか。</p> | <p>直接放流面積につきましては、要求水準書に記載のとおり、1,540 m<sup>2</sup>となります。</p> <p>また、調整池と市道 02045 号線の間の敷地を土地利用事業の範囲から除外した場合、除外後の範囲における直接放流面積は、除外前の範囲における直接放流面積より、10 m<sup>2</sup>増加することとなります。（直接放流面積 0.157 m<sup>2</sup>→0.158 m<sup>2</sup>）</p> |
| 2. | 添付資料 4<br>P.3<br>図 4-6、資 4-3、<br>資 4-4 | 工場立地法における緑化範囲（想定）  | <p>敷地外の緑地範囲について、事業者側での樹木の剪定等の管理が必要となるのでしょうか。また、算入範囲を座標で示した資料が必要と記載されていますが、資料上で座標が確認できればよいだけで、現地に杭や緑石を設置する必要はないと考えてよいのでしょうか。</p>  | <p>敷地外の緑地範囲につきましては、事業者側で樹木の剪定を行う必要はありません。ただし、敷地外の倒木等が敷地内に倒れてた場合につきましては、その撤去・処分をお願い致します。</p> <p>また、工場立地法における緑化範囲につきましては、机上での座標を明示した資料をご準備いただくのみで構いません。</p>  |

## 7. 添付資料について

| No | 頁など                     | 質問項目                      | 質問事項   | 回答   |
|----|-------------------------|---------------------------|--|--|
| 3. | 添付資料 4<br>P. 5<br>図 4-9 | 調整池 A 周辺の詳細図              | <p>募集要項の添付資料 4-1 において、調整池の外側の「調整池と市道 0245 号線の間の敷地」については、建設工事及び運営事業の範囲から除外できるものとされていますが、これに関して以下をご教示ください。</p> <p>①除外できる範囲の具体的な面積をご教示ください。もしくは面積を算定可能な CAD データをご提供いただけないでしょうか。</p> <p>②当該敷地を直接放流面積から除外する場合は、「土地利用事業の範囲」からも除外する必要があり、事業者にて変更申請に関する資料を作成する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>③当該範囲を「土地利用事業の範囲」から除外した場合は、計画通知の事業範囲も変更となると思料しますが、建基法(建ぺい率等)や工場立地法(緑化率等)などの算定に係る土地面積も変更となるという認識でよろしいでしょうか。</p> | <p>①調整池と市道 02045 号線の間の除外できる範囲につきましては、140 m<sup>2</sup>となります。</p> <p>②ご意見のとおりです。</p> <p>③ご意見のとおり。</p>                             |
| 4. | 添付資料 5<br>図 5-1         | 全体計画図                     | <p>本事業の建設工事では GL-1.5m 程度に掘削を行った後に杭の打設工事を行う予定です。造成工事にて盛土した部分を再度掘削することは非効率であり、工期短縮の観点から工場棟・管理棟の建屋設置部分の造成 GL を 1.5m 程度下げていただくことは可能でしょうか。</p>  | <p>工場棟・管理棟の建屋設置部分の造成 GL を 1.5m 程度下げた場合、部分的に掘削されている状態となり、雨水の貯留等が懸念されます。この場合、排水機能に関する安全対策等を、別途、講じる必要があることから、掘削状態での引き渡しは不可とします。</p> |
| 5. | 添付資料 15<br>資 15-4       | 外装材として用いるルーバー材の考え方<br>(1) | <p>「ルーバー材は、…(中略)…、原則 7.5m とするが、これより難しい場合(扉、シャッター、窓の前面、車路等)は、短くすることも可とする」とありますが、デザイン性を確保した上で、建物 1 階車路部の有効高さや、ガラリやシャッター等のルーバー背面におけるメンテナンス性を考慮し、ルーバー材高さを 7.5m から 6m に変更することは可能でしょうか。</p>  | <p>ルーバーのデザインについては、学識経験者を交え、庁内でその方針を決定したものであることから、変更を不可とします。</p> <p>しかし、実施設計や現場の施行状況に応じ、再度、協議に応じることは可能です。</p>                     |
| 6. | 添付資料 15<br>資 15-4       | 外装材として用いるルーバー材の考え方<br>(5) | <p>「ルーバー材のピッチについては、100 mm とすること。」とありますが、開口率や開放感のあるデザインに配慮し、ルーバーピッチを 150 mm あるいは 200 mm とすることは可能でしょうか。</p>  | <p>ルーバーのデザインについては、学識経験者を交え、庁内でその方針を決定したものであることから、変更を不可とします。</p> <p>しかし、実施設計や現場の施行状況に応じ、再度、協議に応じることは可能です。</p>                     |

## 8. その他

| No | 頁など | 項目                           | 内容   | 回答   |
|----|-----|------------------------------|--|--|
| 1. |     | 対面対話時においてご説明のあった「湧水」の貯留槽について | <p>対面対話において、本件事業範囲外の地山からの湧水があり、それを敷地内に設けた水槽で貯留する計画であること、および、その水槽の維持管理を本件事業の運営管理事業者が実施するご想定であることをご説明いただきました。</p> <p>これにつきまして、工場棟の屋根雨水貯留用に雨水水槽を設けるものとし、雨水水槽に上水補給ラインを設けて常時水源を確保することで、災害時の水源を確保することを前提に、湧水の利用を取りやめる、もしくは、維持管理も含めて本件事業の運営管理に含まないこととしていただけないでしょうか。</p> | <p>対面対話での説明のとおり、本市で設ける水槽の管理については、事業者の所掌とします。</p> <p>なお、水槽の浚渫を行う頻度については、調整地と同程度と想定してください。</p> |

－以 上－